

## 函館市予防接種記録の開示に関する事務処理要領

### 1 趣 旨

この要領は、函館市予防接種記録の開示に関する要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、予防接種記録（以下、「記録」という。）の開示に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 開示の申出の受付窓口

開示の申出の受付は、子ども未来部母子保健課において行う。

### 3 通常開示の申出の業務処理方法

#### (1) 申出の受付

受付に当たっては、予防接種記録の開示申出書（別記第1号様式）（以下、「申出書」という。）を提出させるとともに、次に掲げる事項を十分説明する。

ア 申出者が要綱第5条に規定する者であることを証する書類の提示が必要なことについて

イ 開示項目について

ウ 開示までに要する期間は、申出のあった日の翌日から起算して14日以内だが、やむを得ない理由により期間を延長する場合があることについて

エ 記録の保存年限により、すでに存在しない等の理由から、開示できない場合があることについて

オ 郵送等による申出の場合は、返信用封筒および所定の切手の準備について

#### (2) 申出者の確認方法

ア 予防接種を受けた本人（以下、「本人」という。）からの申出の場合は、運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険証その他の書類（有効な原本に限り、写しは不可。）を1点以上提示させ、申出書に記載された氏名、生年月日と同一であることを確認する。このとき原則として、本人の了承を得たうえで提示された書類の写しを取るものとする。

なお、婚姻などによって開示申出時の氏名が予防接種を受けた時の氏名と異なる場合は、原則旧姓等が確認できる書類（戸籍謄本など）をあわせて提示させる。

イ 本人の法定代理人および遺族の法定代理人からの申出の場合は、アの規定を準用するほか、次の方法により申出の権限を確認する。

① 本人もしくは遺族が未成年者で親権者からの申出の場合、親権を確認できる戸籍謄本等の提出（ただし、市が住民基本台帳等により本人と申出者の関係について調査することに申出者が同意し、かつ調査の結果両者の関係を確認できた場合、提出は要しないものとする。）

② 本人もしくは遺族が成年被後見人で成年後見人からの申出の場合、後見登記等の登記事項証明書または裁判所の謄本等の提出

ウ 本人の配偶者、未成年者の親権者を除く直系尊属および直系卑属からの申出の場合は、アの規定を準用するほか、続柄を確認できる戸籍謄本等を提出させることにより申出の権限を確認する。ただし、市が住民基本台帳等により本人と申出者の関係について調査することに申出者が同意し、かつ調査の結果両者の関係を確認できた場合、提出は要しないものとする。

エ 遺族からの申出の場合は、アの規定を準用するほか、本人および申出者の戸籍謄本を提出させることにより申出の権限を確認する。ただし、市が住民基本台帳等により本人と申出者の関係について調査することに申出者が同意し、かつ調査の結果両者の関係を確認できた場合、提出は要しないものとする。

オ 要綱第6条第2項に規定する代理人からの申出の場合は、アの規定を準用するほか、本人または法定代理人の委任状等を提出させることにより申出の権限を確認する。

### (3) 申出書の受付および申出者確認の結果の記録

ア 申出書の受付に当たっては、申出者の本人確認等および申出書の記載事項に漏れや誤りがないことを確認し、受付日付印と確認者の印を押印する。

イ 前(2)の規定による申出者の確認ができた場合は、「申出者の確認方法」欄に提示させた書類の種類を記載する。さらに前(2)イオの規定に該当する場合は、「代理権を有することを証する書類」欄にも記載するとともに、本人との関係および代理人が申し出るべき特別の理由について聴聞により確認するものとし、その内容を「備考」欄に記載する。

#### (4) 添付書類の還付等

提出を要する戸籍謄本等は、原則開示申出の3か月以内に作成された原本とし、窓口で申出受付をした場合は請求があった場合には還付するものとする。この場合は写しをとり、申出書とともに保管する。

#### (5) 開示または非開示の通知

ア 通常開示の申出の場合は、申出書の記載に基づき、母子保健管理システムの予防接種台帳（以下、「システム台帳」という。）を検索し記録を確認する。記録が存在する場合は、その内容を別記第2号様式に転記して、通知する。（別紙1 記載例のとおり）

なお、開示項目のうち、予防接種を実施した医師の名前、接種液の量および製造番号、その他の記載が選択された場合は、予診票保存年限内に限り開示する。すでに保存年限が満了している場合は一部を公開しない理由等を「備考」欄に記載する。

イ 本人以外の者から開示の申出があり、予防接種記録が存在しないため非開示の通知をする場合は、別記第3号様式の「開示しない理由」欄に、予防接種を受けた者の住所、氏名および生年月日を追記して通知する。（別紙2 記載例のとおり）

ウ 本人以外の者から開示の申出があり、14日以内に開示の可否の決定ができず決定期間の延長を通知する場合は、別記第4号様式の通知書の通知文に予防接種を受けた者の氏名を追記する。（別紙3 記載例のとおり）

### 4 簡易開示の申出の業務処理方法

#### (1) 申出の受付および確認

申出者が本人もしくは法定代理人であることの確認

ア 予防接種を受けた者の住所，氏名，生年月日および性別の確認  
ただし，住所について，すでに市外に住所がある場合は，函館での最終住所

イ 保護者の氏名，生年月日および予防接種を受けた者との関係の確認

ウ 簡易開示に該当するかどうかの確認

(2) 開示または非開示

前(1)の規定による申出者の確認ができた場合は，システム台帳を検索し記録を確認する。記録の存否およびその内容を口頭で伝える。

附 則

この要領は，平成23年8月23日から施行する。

附 則

この要領は，平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成27年10月1日から施行する。